福岡県迷惑行為防止条例に基づく指示及び事業停止命令の基準に関する規程新旧対照表

（改正部分は、下線部分である。）

旧

第１条～第１０条　（略）

（事業停止命令に係る期間の決定）

第１１条　事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

⑴　（略）

⑵　量定がＡに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、別表に定める量定に応じた基準期間（第８条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の１．５倍の期間を基準期間とし、第９条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、前条に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、情状により、第７条から第１０条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

ア～イ　（略）

別表（第７条、第１１条関係）

事業者の種別	項	違反事項	関係条項	量定
条例第５条第１項第１号イに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及び第１１条第４項	B
	2	客となるよう誘引する行為の禁止違反	条例第５条第１項第２号及び第１１条第４項	D
	3	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第４項	A
	4	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第４号及び第１１条第４項	B
	5	役務に従事するよう誘引する行為の禁止違反	条例第５条第１項第５号及び第１１条第４項	D
	6	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第４項	B
	7	対償を供与等して、他人に１から６までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	A
	゛ ゛ ゛ ゛ ゛ ゛			
	１０	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第１項	A
条例第５条第１項	1	客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及	C

新

第１条～第１０条　（略）

（事業停止命令に係る期間の決定）

第１１条　事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

⑴　（略）

⑵　量定がＡに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、別表に定める量定に応じた基準期間（第８条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の１．５倍の期間を基準期間とし、第９条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、前条に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、情状により、第７条から前条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

ア～イ　（略）

別表（第７条、第１１条関係）

事業者の種別	項	違反事項	関係条項	量定
条例第５条第１項第１号イに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及び第１１条第５項	B
	2	客となるよう誘引する行為の禁止違反	条例第５条第１項第２号及び第１１条第５項	D
	3	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第５項	A
	4	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第４号及び第１１条第５項	B
	5	役務に従事するよう誘引する行為の禁止違反	条例第５条第１項第５号及び第１１条第５項	D
	6	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第５項	B
	7	対償を供与等して、他人に１から６までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	A
	゛ ゛ ゛ ゛ ゛ ゛			
	１０	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第２項	A
条例第５条第１項	1	客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及	C

第１号ロに掲げる行為を事業として行う者			び第１１条第４項	
	2	客となるよう誘引する行為の禁止違反（条例第５条第１項第１号ロに掲げる行為のうち、当該提供に係る行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを事業として行う者によるものに限る。）	条例第５条第１項第２号及び第１１条第４項	G
	3	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第４項	A
	4	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第４号及び第１１条第４項	C
	5	役務に従事するよう誘引する行為の禁止違反（条例第５条第１項第１号ロに掲げる行為のうち、当該提供に係る行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを事業として行う者によるものに限る。）	条例第５条第１項第５号及び第１１条第４項	G
	6	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第４項	C
	7	対償を供与等して、他人に１、２又は４から６までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	B
	8	対償を供与等して、他人に３の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	A
	・・・・・・			
	１３	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第１項	A
条例第５条第１項第１号ハに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及び第１１条第４項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第４項	A
	3	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第４号及び第１１条第４項	C
	4	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第４項	C
	5	対償を供与等して、他人に１、３又は４の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	B

第１号ロに掲げる行為を事業として行う者			び第１１条第５項	
	2	客となるよう誘引する行為の禁止違反（条例第５条第１項第１号ロに掲げる行為のうち、当該提供に係る行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを事業として行う者によるものに限る。）	条例第５条第１項第２号及び第１１条第５項	G
	3	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第５項	A
	4	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第４号及び第１１条第５項	C
	5	役務に従事するよう誘引する行為の禁止違反（条例第５条第１項第１号ロに掲げる行為のうち、当該提供に係る行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを事業として行う者によるものに限る。）	条例第５条第１項第５号及び第１１条第５項	G
	6	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第５項	C
	7	対償を供与等して、他人に１、２又は４から６までの違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	B
	8	対償を供与等して、他人に３の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	A
	／／／／／／			
	１３	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第２項	A
条例第５条第１項第１号ハに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及び第１１条第５項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第５項	A
	3	役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第４号及び第１１条第５項	C
	4	執ような方法による客引き行為又は役務に従事するよう勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第５項	C
	5	対償を供与等して、他人に１、３又は４の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	B

	6	対償を供与等して、他人に２の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	A
	・・・ ・・・			
	１１	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第１項	A
条例第５条第１項第１号ニに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及び第１１条第４項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第４項	A
	3	執ような方法による客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第４項	C
	4	対償を供与等して、他人に１又は３の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	B
	5	対償を供与等して、他人に２の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	A
	・・・ ・・・			
	9	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第１項	A
条例第５条第１項第１号ホに掲げる行為を事業として行う者	1	利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及び第１１条第４項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第４項	A
	3	執ような方法による利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第４項	C
	4	対償を供与等して、他人に１又は３の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	B
	5	対償を供与等して、他人に２の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第３項	A
	・・・ ・・・			
	9	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第１項	A
備考　（略）				

	6	対償を供与等して、他人に２の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	A
	・・・ ・・・			
	１１	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第２項	A
条例第５条第１項第１号ニに掲げる行為を事業として行う者	1	客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及び第１１条第５項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第５項	A
	3	執ような方法による客引き行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第５項	C
	4	対償を供与等して、他人に１又は３の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	B
	5	対償を供与等して、他人に２の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	A
	・・・ ・・・			
	9	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第２項	A
条例第５条第１項第１号ホに掲げる行為を事業として行う者	1	利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第１号及び第１１条第５項	C
	2	売春類似行為をするための客引き行為又は客待ち行為の禁止違反	条例第５条第１項第３号及び第１１条第５項	A
	3	執ような方法による利用者を勧誘する行為の禁止違反	条例第５条第１項第６号及び第１１条第５項	C
	4	対償を供与等して、他人に１又は３の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	B
	5	対償を供与等して、他人に２の違反事項をさせる行為の禁止違反	条例第５条第２項及び第１１条第４項	A
	・・・ ・・・			
	9	事業停止命令違反	条例第１０条の３及び第１１条第２項	A
備考　（略）				